

地域密着型通所介護運営規程
デイサービス なかゆくい処 具志 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 L i n e が開設する地域密着型通所介護事業所「デイサービス なかゆくい処 具志」(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者等(以下、「要介護者」という。)に対し、事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 通所介護事業者は、自らその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------------------|
| ① 名 称 | デイサービス なかゆくい処 具志 |
| ② 所在地 | 沖縄県那覇市具志2丁目20番61号 |
| ③ 定員 | 10名 |

(主たる事業所の職員の職種、及び員数及び職務内容)

第4条 主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------|-------------|
| ① 管理者 | 1人 (常勤兼務1人) |
|-------|-------------|
- 管理者は、従業者の管理と事業所運営の管理を行う。また従業者に

対し資質向上と運営基準を遵守させるために必要な教育指導、指揮命令を行う。

② 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、通所介護計画書・事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

③ 機能訓練指導員 1人以上

利用者が日常生活を営むのに必要な減退を防止するための訓練を行う。

④ 看護師 1人以上

利用者の体調管理、内服管理、救急時等の対応を行う。

⑤ 介護職員 1人以上

介護職員は、通所介護サービス利用中における利用者の食事介助、入浴介助、排泄介助等を行う。

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（祝祭日を含む）までとする。
(ただし、日曜日・1/1～1/3・天災発生時は除く)
- 2 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前8時30分から午後4時00分までとする。

(サービス提供の内容)

第6条 事業所のサービス内容は、次のとおりとする。

- ① 食 事：栄養と利用者の身体状況に配慮した食事の提供を行う。
- ② 入 浴：入浴又は清拭を行う。
- ③ 排 泄：適切な排泄介助を行う。
- ④ 個別訓練：機能訓練指導員により個別のリハビリ訓練、身体機能の維持訓練を行う。
- ⑤ グループ訓練：生活面での指導援助を行う。
- ⑥ 健康チェック：看護職員により血圧測定等、全身状態の把握を行う。
- ⑦ 相談及び援助：利用者とその家族からの相談に対応する。
- ⑧ 各種レクリエーション、クラブ活動を実施する。

(サービス提供の留意事項)

第7条 地域密着型通所介護サービスの留意事項は次のとおりとする。

- 1 通所介護サービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

- 2 従業者は、通所介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 通所介護事業者又は従業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
特に、認知の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第8条

- 1 管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得た上で交付する。
- 3 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況（評価）を説明し、記録する。

(地域密着型通所介護の利用料及びその他の費用の額)

第9条

- 1 通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2～3割の額とする。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - ① 食材料費 500円（おやつ代を含む）
 - ② レクその他余暇活動に係る費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は那覇市区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 1 1 条

- 1 サービスの利用に当たって、主治の医師からの指示事項等がある場合には、申し出ること。
- 2 利用に当たって、体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第 1 2 条

- 1 通所介護サービスの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生時の対応方法)

第 1 3 条

- 1 事業所及び従事者は、利用者に対する通所介護の提供により事故発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、管理者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第 1 4 条 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第 1 5 条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
年に 2 回の避難訓練

(感染症防止に関する事項)

第 1 6 条

- 1 事業所は、利用者及び従業者の健康と安全を確保し、感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症予防のための基本方針を定め、これを従業者に周知徹底する。
- 2 事業者は、以下の感染症予防を実施する。
 - ① 日常的な手指衛生、うがい、マスク着用等の励行
 - ② 施設内の定期的な換気及び設備・備品の消毒
 - ③ 利用者及び従業者の健康状態の把握（検温・体調確認）
 - ④ 感染症が疑われる場合の迅速な隔離対応及び医療機関との連携

⑤ 感染症発生時の市町村、保健所等関係機関への速やかな報告

3 事業者は、感染症及び対応に関する研修を年1回以上実施し、全事業者に感染症防止の知識及び技能を習得させる。

4 事業者は、感染症が発生した場合の対応マニュアルを整備し、定期的に見直す。

(業務継続計画)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し次に掲げる措置を講じる。

① 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。

・ 年に1回 BCP 研修

・ 年に1回 BCP 訓練

② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(秘密保持)

第18条

1 事業所及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後も、これらの秘密を保持する旨に従事者との雇用契約の内容とする。

3 事業所及び事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(衛生管理等)

第19条

1 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

・ 従業者に対し、衛生管理マニュアルを周知し、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

3 年一回の職員健康診断を実施します。

(記録の整備)

第20条 事業者は利用者に対する事業の提供に関する次の定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。また、利用者又はその代理人からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対してこれを開示し、利用者又はその代理人が希望する場合には実費で複写物を交付するものとする。

- ① 地域密着通所介護計画書
- ② 提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情内容等に関する記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- ⑥ 報告、評価、要望、助言等の記録

(地域との連携)

第21条

- ①
- ② 事業所はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ③ 地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業者が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し概ね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。
- ③ 事業所は前項の報告、評価、要望、助言などについての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

(身体拘束廃止)

第22条

- 1 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する具体的拘束その他の行動を制限する行動を行わない。

- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合には身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、身体拘束の時間、時間帯、期間などを記載した説明書、経過観察記録、検討記録の整備や手続きなど厚生省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を適正な取り扱いにより行うものとする。

（ハラスメント対策）

第23条 事業所は適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場及び利用者・家族において身体的・精神的攻撃、人間関係の切り離し、過大、過小な要求、個の侵害、性的な行動により環境が侵害されることを防止するための方針を明確化及び従業者への周知、研修の実施等の必要な措置を講ずるものとする。

（相談窓口）：事業所管理者

川満亜紀 098-952-4555 8：00～17：00（日曜・1/1～1/3を除く）

（虐待防止に関する事項）

第24条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- ① 事業者への防止に関する研修を定期的に実施する。
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行う。
- ③ その他、虐待防止のための必要な措置を行う。

事業所はサービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報する。

（認知症ケアに関する事項）

第25条 事業所は認知症に関する十分な知識と理解を習得し専門性と資質の確保・向上を目的とし定期的に研修を実施する。

認知症高齢者への対応とし総合的なアセスメントを踏まえ環境チームケアを統一する事で認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。
パーソン・センタード・ケア（いつでも、どこでも、その人らしく）
本人の自由意思を尊重したケアを実践する。

（苦情に関する事項）

第26条

- 1 利用者からの苦情に対して下記の担当者を配置し、職員の対応、サービス内容等について不満、苦情・要望・意見に対して迅速かつ適切に対応すると共に解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び

家族に説明するものとする。また、苦情処理結果については、個人情報に配慮した上で事業所内での公表を行う。

- 2 利用者からの苦情に関して管轄行政又は国民健康保険団体連合会（以後国保連という）が行う調査に協力すると共に行政又は国保連からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行いサービスの向上に努める事とする。

（相談・苦情申し立て窓口）

：事業所管理者：川満 亜紀 098-952-4555 8：00～17：00

：その他の苦情受付機関：

那覇市役所 チャーがんじゅう課 098-862-9010

国民健康保険連団体連合会 098-860-9026

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 098-882-5704

（利益の供与の禁止）

第27条 事業所並びに事業所の従業者は居宅介護支援事業者又はその従業者に対して介護被保険者に該当事業所を紹介する事等への謝礼等として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（その他運営に関する重要事項）

第28条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回以上
- ③ 認知症介護基礎研修 採用後1年以内（医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者）

この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、合同会社 Line と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・この規程は、令和4年5月1日より施行するものとする。
- ・この規程は、令和4年9月1日より施行するものとする。
- ・この規程は、令和5年11月1日より施行するものとする。
- ・この規程は、令和7年9月15日より施行するものとする。